



	誰が・どんな人が？	どんな内容？		どこに聞けばいい？
給付 (もらえる)	すべての市民を対象に	特別定額給付金	一律1人10万円を給付	総務省コールセンター 03-5638-5855
	離職等で住居を失った・失うかも	住居確保給付金	家賃実費支給(上限あり) 支給期間:原則3ヶ月(最長9ヶ月)	鳥羽市社会福祉協議会 25-1188
	子育て世帯で家計が大変	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童手当の受給者に対し、 子ども1人当たり1万円を給付	健康福祉課 子育て支援室 25-1184
	被用者の方で感染または感染が疑われることにより仕事ができない	申請による 傷病手当	感染または感染が疑われることにより仕事ができなくなったときに手当を支給	国民健康保険 後期高齢者医療保険の方は、 市民課保険年金係 25-1148 その他の方は所属の会社
	失業・収入減で 大学等の授業料が支払えない	高等教育修学支援制度	授業料減免 返済の必要のない給付型奨学金	日本学生支援機構 0570-666-301
貸付 (かりる)	収入が減って 家計の維持が難しい	緊急小口資金 (特例貸付)	貸付上限10万円(特に必要な場合は~20万円) 措置期間:1年以内 償還期間:2年以内	鳥羽市社会福祉協議会 25-1188
		総合支援資金 (特例貸付)	単身世帯 上限月15万円 2人以上世帯 上限月20万円 据置期間:1年以内 償還期間:10年以内 貸付期間:原則3ヵ月以内	
猶予 (支払い延長/免除 (無し))	市税が支払えない	徴収の猶予	市税の徴収を1年間猶予 猶予期間中の延滞金の一部または全部免除	税務課 特別滞納整理係 25-1136 管理収納係 25-1132
	介護保険料が支払えない	徴収の猶予	保険料の徴収を1年間猶予 猶予期間中の延滞金の一部または全部免除	健康福祉課 長寿介護係 25-1186
	後期高齢者保険料が支払えない	徴収の猶予	保険料の徴収を1年間猶予 猶予期間中の延滞金の一部または全部免除	市民課 保険年金係 25-1148
	国民年金が支払えない	免除または猶予	失業等の理由により納付が難しい場合、 一定の条件で全額または半額免除、納付猶予	
	上下水道料金が支払えない	上水道基本料金免除 支払いの猶予	4月~9月まで上水道の基本料金を免除 個々の場合に応じて支払いを猶予	水道課 26-2641
	市営住宅の家賃が支払えない	支払いの猶予	個々の場合に応じて支払いを猶予	建設課管理係25-1171



	誰が・どんな人が？	どんな内容？	どこに聞けばいい？	
給付 (もらえる)	要請をうけて休業や時間短縮	感染拡大阻止協力金 県の要請を受けて休業や時間短縮など感染拡大阻止に全面的に協力した場合に50万円を給付	県 雇用経済部 059-224-2335	
	GWの宿泊予約を先延ばし調整	宿泊予約延期協力金 4月25日～5月6日にある宿泊予約を先延ばしする等の宿泊日変更等の調整を行った場合に、6,000円/1人1泊(1施設上限12万円)給付	県 観光局 059-224-2520	
	自粛等で売上げが半減	持続化給付金 2020年で特に厳しい月(1月～12月)の売上を年換算した額を昨年1年間から引いた減少分を給付 上限: 中小200万円、個人事業100万円	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183	
	従業員に休んでもらう	雇用調整助成金 (コロナ特例) 休業等助成(中小 最大9/10助成) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動	厚生労働省 コールセンター 0120-60-3999	
	従業員に子どもがいる	小学校休業等対応助成金 小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成		
貸付 (かりる)	フリーランスで子どもがいる	小学校休業等対応支援金 小学校等休校で休業したフリーランス 1日あたり4,100円(定額)を助成		
	資金繰りのため 融資を受けたい	無利子・無担保融資 (借り換え可) コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年	日本政策金融公庫 津支店 059-227-0251	
		セーフティネット保証(4・5号) /危機関連保証	信用保証付き融資を限度額まで利用中の方に 与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)	最寄りの金融機関 または 最寄りの信用保証協会
		マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上で売上減少 融資限度額: 別枠1000万円 当初3年間 金利を0.9%引き下げ(商工会議所の推薦が必要)	鳥羽商工会議所 25-2751
経営相談	資金繰りや事業等の 相談をしたい	中小企業の経営相談 資金繰りや休業・休暇制度等、中小企業の経営相談を実施	鳥羽商工会議所 25-2751	
		農林漁業者の経営相談 資金繰りに苦慮している農林漁業者の相談に応じ、資金繰り方法等の継相談を実施	県 担い手支援課【農業】 059-224-2354 県 水産振興課【漁業】 059-224-2606	
免除 (無し) (延長)	法人税等の納税が難しい	法人税等の猶予・軽減 収入が前年同月比20%以上減少した場合 無担保・延滞税無しで納税猶予または軽減	伊勢税務署 0596-28-3191	
	社会保険料が支払えない	社会保険料の猶予 事業休止や損害があった場合に納付が猶予	健康保険協会または組合 日本年金機構	
	上水道料金が支払えない	上水道基本料金の免除 4月～9月まで上水道の基本料金を免除	水道課 26-2641	